

議案第93号

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年9月8日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成23年つくば市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「財団法人地方自治情報センター」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。